

中標津町総合教育会議設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。）第1条の4第1項の規定に基づき、中標津町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次の各号に掲げる事項に関する協議及び調整を行う。

- (1) 中標津町教育大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組 織)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会 議)

第4条 総合教育会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議の議長は、町長をもってあてる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が損なわれるおそれがあると認められるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 町長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書きにより非公開となった部分は除くものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において、町長及び教育委員会の事務の調整が行われた事項については、町長及び教育委員会は、それぞれその調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。